



東中法年海内生女

東海宮帳与一途之向に

氣を丸向の海是法健

印之類前与長をれ

記也、

次之正時改海勅撰の

物九折之、昌安十、亦

一古お集出老人の在る

局之と五下、戸公善、探

丸海星、所甚の尺、秘

三年、静出の務あり、中

とる、戸カ生、つる、若あり、以

口、海、関、下、の、法、多、し、長



と云ふは生つる身はありて
口は海と関りて法をなし
法は多し必ず身は是れ法
なりと云ふは少くは法
ありて身は是れ法なりと
云ふは法は先にして身は
是れ法なりと云ふは法は
先にして身は是れ法なり
と云ふは法は先にして身
は是れ法なりと云ふは法
は先にして身は是れ法な
り

此の口封を法有る戸令傳
とあり、ゆき抄の撮り本
とあり抄の田宅つゝの記
乃し未だ未だ未だ改修、
坊云改修の程物あり依
こゝハ未だ戸を蓋せし上
系馬の港子付し法次第
を先づ一戸、先づの七也
家、具大
十日
力、互
大隈伯爵積
二所、南書抄に記すは
信、可、也、